

法人ニュース くまがは

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です

2020.8月号

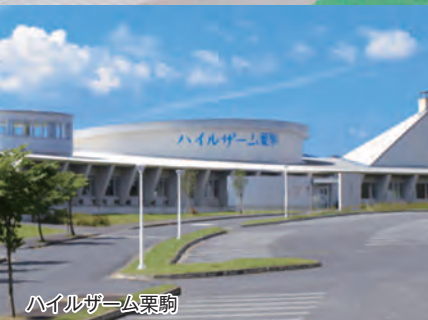
法人会広報

特集

「新型コロナウイルス感染症に関する支援情報」



撮影場所：ハイルゲーム栗駒 屋内プール



ハイルゲーム栗駒



金成温泉 金成延年閣



花山温泉 湯湯山荘

●税の知識 ●企業リレー：株式会社 ゆめぐり
めざします。「みんなの法人会」

新型コロナウイルス感染症に関する支援情報

当会ウェブサイトにて経済産業省、厚生労働省、栗原市、保険会社などによる支援情報を掲載しておりますので、最新情報や詳細、その他の関連情報については当会または各専門機関のウェブサイトからご確認ください。

第1章 経営相談

◆専門家によるアドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

第2章 資金繰り支援

◆新型コロナウイルス特別貸付

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。

7月から融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

◆民間金融機関における実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子*・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。

※一部の都道府県等では、一度事業者へ利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとされています。

【融資上限額】4,000万円

◆DBJ・商工中金による危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

第5章 経営環境の整備

◆雇用調整助成金の特別措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特別措置

【特別措置の内容】 ※青字が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用（※その他は休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年9月30日までの場合に適用）

●助成内容・対象の大幅な拡充

- 休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
- 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4)
- ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ
- 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ(中小企業2,400円、大企業1,800円)
- 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

●受給要件の更なる緩和

- 生産指標の要件を緩和(対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間は、5%減少)
- 出向要件を緩和(「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に)

●更なる拡大について(6月12日～)

【助成額の上限額の引き上げ及び助成率の拡充について】

- 1.助成額の上限を対象労働者1日当たり15,000円に引き上げ
- 2.解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ
- 3.令和2年4月1日に遡って適用。再度の申請手続きは必要ありません。

【緊急対応期間の延長について】 令和2年9月30日まで延長することとしました。

【出向の特例措置等について】

緊急対応期間内においては、「1か月以上1年以内」に緩和しました。

経済産業省資料より抜粋。詳細はHPをご覧ください。
(令和2年7月3日17:00時点版)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

設備投資・販路開拓

経営環境の整備

目次

◆ 新着情報	… 3	【借換/リスク/配慮要請】	
◆ 第1章 経営相談		◆ 日本公庫等の既往債務の借換	20
◆ 経営相談窓口の開設	… 4	◆ 新型コロナ特例リスクシュール	… 21
◆ 専門家によるアドバイス	… 5	◆ 金融機関等への配慮要請	… 22
◆ 第2章 資金繰り支援		【その他】	
◆ 資金繰り支援内容一覧	… 6	◆ 小規模企業共済の	
【政府系融資/一般】		◆ 特別緊急経営安定貸付等	23, 24
◆ 新型コロナウイルス特別貸付	… 7	◆ 経営セーフティ共済の特例措置	25, 26
◆ 商工中金による危機対応融資	… 8	◆ DBJ・商工中金による危機対応融資	27
◆ 新型コロナウイルス対策マル経融資	… 9	◆ 第3章 給付金	
◆ 特別利子補給制度(実質無利子)	10	◆ 持続化給付金	… 28, 29
◆ セーフティネット貸付の要件緩和	11	◆ 家賃支援給付金	… 30
【政府系融資/生活衛生関係】		◆ 第4章 設備投資・販路開拓支援	
◆ 融資制度一覧	… 12	◆ 生産性革命推進事業	… 31, 32
◆ 生活衛生新型コロナウイルス特別貸付	13	◆ ものづくり・商業・サービス補助	… 33
◆ 新型コロナウイルス対策経路融資	… 14	◆ 持続化補助	… 34, 35
◆ 特別利子補給制度(実質無利子)	15	◆ IT導入補助	… 36
◆ 衛生環境激変対策特別貸付	… 16	【サブライチエーン改革】	
◆ セーフティネット貸付4号・5号	… 17	◆ サブライチエーン対策のための	
◆ 危機関連保証	… 18	◆ 国内投資促進事業	… 37
◆ 民間金融機関における		◆ 海外サブライチエーン多元化等	… 38
実質無利子・無担保融資	… 19	◆ 支援事業	… 38
◆ 第5章 経営環境の整備		【販路開拓支援】	
【下請取引】		◆ JAPANブランド育成支援事業	… 39
◆ 下請取引配慮要請	… 41	◆ 非対面・遠隔の海外展開支援事業	… 40
◆ 個人事業主・フリーランスとの		◆ 海外関連	
取引に関する配慮要請	… 42	◆ 現地進出企業・現地情報	
◆ 官公需における配慮要請	… 43	◆ 及びJETRO相談窓口	… 60
◆ 下請GxNによる実態把握	… 44	◆ 貿易保険による支援策	… 61
【経営資源引継ぎ・事業再編】		◆ 輸出入手続きの緩和等について	62
◆ 経営資源引継ぎ・事業再編	… 45	【家賃関連】	
◆ 支援事業	… 45	◆ 賃貸借契約についての基本的なルール	63
【資本性資金供給・資本増強支援】		◆ 自治体と連携した支援	… 64
◆ 中小企業向け資本性資金供給・		◆ 地域企業再起支援事業	… 64
資本増強支援事業	… 46	◆ 第6章 税・社会保険・公共料金	
【事業継続力の強化】		◆ 納税猶予・納付期限の延長	… 65
◆ 感染症対策含む中小企業強		◆ 納税申告・納付期限の延長	… 66
弱化対策事業	… 47	◆ 納付猶予(国税・地方税)の特例	… 67
【雇用関連】		◆ 納付猶予制度(国税)	… 68
◆ 雇用調整助成金の特別措置	48～50	◆ 納付猶予制度(地方税)	… 69
◆ 小学校の臨時休業に伴う保護者の		◆ 中小企業経営強化税制の適用	
休暇取得支援(労働者に休暇を		に係る経営力向上計画の認定に	
取得させた事業者向け)	… 51	関する柔軟な取扱いについて	… 70
◆ 小学校等の臨時休業に対応する		◆ 欠損金の繰戻し還付	… 71
保護者支援(委託を受けて個人		◆ 固定資産税等の軽減の全体像	72
で仕事をする方向)	… 52	◆ 固定資産税等の軽減	… 73
◆ 個人向け緊急小口資金等の特例	… 53	◆ 税金	
◆ 休業や労働時間変更への対応	… 54	◆ 厚生年金保険料等の標準報酬月額	
◆ 都道府県労働局及び労働基		の特例改定について	… 76
準監督署における配慮	… 55	◆ 国民健康保険、後期高齢者医療制	
◆ 外国人の在留資格取扱い	… 56	度及び介護保険の保険料(税)等	
【テレワーク】		の取扱いについて	… 77
◆ テレワークに関する情報提供	… 57	【公共料金】	
◆ 専門家からの指導・助言	… 58	◆ 電気・ガス料金の支払猶予等について	78
◆ 設備導入にかかる費用の支援	59	◆ NHK放送受信料の免除について	… 79
		◆ リンク集	… 80

第3章 給付金

◆持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、中小法人・個人事業者等の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

【売上減少分の計算方法】前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

※令和2年6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始しました。

◆家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。

申請要領を公表しました。その他の資料については、準備が整い次第、経済産業省HP等で公表いたします。

第4章 設備投資・販路開拓支援

◆持続化補助

一般型…小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

【基本情報】

対象:小規模事業者等 補助上限:50万円、補助率:2/3

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限:50万円、補助率:定額(10/10)

・「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3または定額(10/10)

公募スケジュール

・3次締切:10月2日(金)当日消印有効 ・4次締切:2月5日(金)当日消印有効

コロナ特別対応型…小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

【基本情報】

対象:小規模事業者等 補助上限:100万円、補助率:(類型A)2/3、(類型B又はC)3/4

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限:50万円、補助率:定額(10/10)

・「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3、3/4又は定額(10/10)

公募スケジュール

・3次締切:8月7日(金)必着 ・4次締切:10月2日(金)必着

第6章 税・社会保険・公共料金

◆厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がった場合に、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、特別により翌月から改定可能とします。

◆NHK放送受信料の免除について

「持続化給付金」受給事業者を対象に、NHK放送受信料の免除を実施します。

内容は随時更新されます。詳しくは経済産業省HPをご確認ください。

栗原法人会 からアクセスできます。 URL : <https://kuri-ho.com>

固定資産税・都市計画税の減免

- 中小事業者の税負担を軽減するため、中小事業者の**保有するすべての設備や建物等の2021年度***の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、**ゼロまたは1/2**とする。
※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置(収入が前年同月比20%以上減)に基づき、1年間、納税猶予可能。
- 具体的には、2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が**前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除**する。



<減免対象> ※いずれも市町村税

- ・設置等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)
- ・事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

発行：公益社団法人 栗原法人会
〒987-2216 宮城県栗原市築館伊豆三丁目1番10号
TEL 0228(22)2775 FAX(22)2774
E-mail: office@kuri-ho.com
URL: https://kuri-ho.com

◆お知らせ◆ 築館税務署 定期異動

令和2年7月10日付

前署長
名取 和彦
東京国税局大森税務署 署長へ

前総務課長
小野寺健二
塩釜税務署 総務課長へ

前管理運営・徴収部門統括官
佐々木 真
米沢税務署 管理運営部門統括官へ

前個人課税部門統括官
伊藤 浩樹
相馬税務署 個人課税部門統括官へ

署長 まさし
武田 昌
前 仙台国税局税務相談室 主任税務相談官

総務課長
岩間 靖治
前 二戸税務署 総務課長

管理運営・徴収部門統括官
夏谷 正文
前 八戸税務署 管理運営部門統括官

個人課税部門統括官
松田 司
前 石巻税務署 個人課税部門統括官



企業リレー「毎号表紙を飾っていたくださるのは各企業の社員さんです」

株式会社 ゆめぐり

当社は、平成19年4月に栗原市内の第三セクター3社、財団法人1社の経営統合により設立され、栗原市の施設「ハイルザーム栗駒、温湯山荘、延年閣、花山青少年旅行村」の指定管理を受け経営しております。

ハイルザーム栗駒では、毎年「栗駒山春花火」「栗駒耕英岩魚祭」の開催、地元食材の岩魚をPRするべく「岩魚丼」の開発販売、宮城の新しい食材としてPRしている「伊達いわな」を利用した企画「岩魚つくしと地酒」、温湯山荘においては、花山地域において力を入れているそばを使つた、挽きたて、打ちたて茹でたての「三たてそば」の企画。花山青少年旅行村においては、トレーニング、カヌーの体験、延年閣においては伝統芸能の継承、発表の場として活用して「神楽舞踊ショー」を開催し栗原の魅力を発信してまいりました。

本年もより一層、栗原観光の力になれるように努力していこうと思つていました。先、今回新型コロナウイルスの世界的な感染症の広がりにより特に人と人との往来、「コミュニケーション」を必要とする観光業は、大きな打撃を受けることとなりました。しかしながら当社は、平成20年6月14日岩手宮城内陸地震、平成23年3月11日の東日本大震災を栗原市、栗原市民の皆様のご支援とご協力をいただき乗り越つてまいりました。今回の新型コロナウイルスについても乗り越えよう努力してまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

現在は、令和2年7月15日(今)令和3年2月28日までの栗原市の600湯めぐりは温泉7割引キャンペーンを栗原市内の4つの温泉施設において実施中であり、どれも栗原市の食材を使用した大変お得なプランとなっております。ぜひこの機会に栗原の再発見の旅にお出かけください。お待ちしております。

※平成27年10月1日より、事務所移転しました。
新住所：宮城県栗原市築館伊豆三丁目1番10号
栗原コスモビル2階(旧築館税務署)